商品概要説明書

定期積金「スーパー積金」

令和８年４月１５日現在

項　　目	内　　容
商品名	定期積金「スーパー積金」
ご利用いただける方	・法人、個人の方 ・反社会的勢力に該当しない方
掛込み金額	１，０００円以上（１，０００円単位）
ご契約期間	１年以上５年以内
掛金の払込み方法	定期かつ複数回にわたり掛金を払込みいただきます。 現金、他口座からの振替での払込みができます。
払戻方法	満期日（払込みが遅れた場合は繰延満期日）以後に給付契約金をお支払います。
お預入利率	固定金利
適用利率	契約時の店頭表示金利（年利回り）を適用利率として満期日まで適用します。
お利息（給付補填金）	満期日以後に給付契約金とともにお支払いします。
お利息の計算方法 （付利単位１００円）	給付補填金はご契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
満期日以降の お利息	満期日以後のお利息は、解約日における店頭表示の普通預金利率によって計算します。
税金	給付補填金には２０．３１５％（国税１５．３１５％、地方税５％）の税金がかかります。 ※２０１３年１月１日から２０３７年１２月３１日までの間に支払われる給付補填金には復興特別所得税が追加課税されるため、２０．３１５％（国税１５．３１５％、地方税５％）の税金がかかります。なお、マル優はご利用いただけません。 ※法人のお客さまには、２０１６年１月１日以降、お支払するお利息から地方税５％の特別徴収は行われておりません。
金利情報	金利は当金庫ホームページに掲載いたします。（または窓口にお問い合せください）
払込み遅延の場合	払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または、当初契約時の店頭表示金利（１年を３６５日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。
付加できる特約事項	普通預金等から自動振替により掛金の払込みができます。
中途解約時の お取扱い	満期日前にご解約される場合は、下記の払込期間に応じた期限前解約利率によりお利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともにお支払いします。 【期限前中途解約利率】（小数点第４位以下切り捨て） （１）初回払込日からご解約日までの期間が１年未満の場合は、約定年利回り×３０％ （２）初回払込日からご解約日までの期間が１年以上の場合は、約定年利回り×６０％
譲渡、質入れ	譲渡、質入れすることはできません。 ただし、当金庫がやむを得ないと認めて質入れを承認する場合は、「質権設定承諾事務取扱規程」に基づいてのお取扱いとなります。
手数料	再発行手数料　証書１件につき１，１００円

銚子信用金庫

商品概要説明書

項　　目	内　　容
苦情処理措置・ 紛争解決措置	【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または銚子信用金庫お客さま相談窓口（９時～１７時、電話：0120-600-181）にお申出ください。 【紛争解決措置】 東京弁護士会（電話：03－3581－0031）、第一東京弁護士会（電話：03－3595－8588）、第二東京弁護士会（電話：03－3581－2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記銚子信用金庫お客さま相談窓口または全国しんきん相談所（９時～１７時、電話：03－3517－5825）にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、銚子信用金庫お客さま相談窓口もしくは全国しんきん相談所にお問い合せください。
その他参考と なる事項	・この預金は「定期積金（スーパー積金）規定」よりお取扱いたします。 ・預金保険制度の付保対象預金です。当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して１，０００万円までとそのお利息が保護されます。 ・預金保険法に定める保険事故が生じた場合は、相殺することができます。

銚子信用金庫